

令和 3 年（ネ）第 151 号 損害賠償請求控訴事件

（原審：福島地方裁判所いわき支部平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号、令和元年（ワ）第 274 号）

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 菅野 清一 外

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

### 控訴審準備書面（4）

#### [一審原告本人尋問の必要性について]

令和 4 年 8 月 4 日

仙台高等裁判所第 3 民事部 御中

被控訴人兼控訴人（第一審被告）訴訟代理人

弁護士

田 中 清

同

金 山 宏

同

中 嶋 乃 扶 子

同

小 谷 健 太 郎

同

川 見 唯 史

同

三 森 健 司

同

堀 口 拓 也

外

一審被告は令和4年5月9日付「証拠申出書」により、同申出書記載の一審原告（原告番号118-1、同121-3、同123-3、同125、同129-2及び同169-1の計6名）を対象として本人尋問の申立てを行った（以下「本証拠申出」という。）。

本書においては、本証拠申出に係る6名の本人尋問がいずれも採用されるべき理由を述べた上で（下記「第1」）、6名各自についての本人尋問の必要性を具体的な事情に基づき述べることとする（下記「第2」）。

#### 第1 一審被告の申立てによる一審原告本人尋問が採用されるべき理由

1 一審原告らが「代表」立証により一審原告ら全員の損害を立証するとしている以上、一審被告の選定による一審原告も尋問対象とされる必要があること

(1) 一審被告は、令和4年5月9日付け「証拠申出書」において、同申出書記載の各一審原告（計6名）を対象として本人尋問の申立てを行った。

本件訴訟において一審原告らは精神的損害の賠償を求めているところ、精神的損害は被害者の肉体的・精神的苦痛を慰謝するものであり、苦痛の有無や程度は当然ながら各人が置かれた状況によって異なることから、慰謝料の評価・算定は本来、各自の個別の事情に基づきなされる必要がある。したがって、本件訴訟においても、損害の評価・算定を行うにあたっては、一審原告ら各自の個別事情が明らかにされる必要がある。損害を基礎付ける事実について、どのような範囲・方法により立証するかは一審原告らの判断する事項であるが、一般論としては、一審原告ら全員について尋問が実施されるか、あるいは、少なくとも一審原告らの全世帯から各1名の世帯代表者について原告本人尋問を実施され、世帯代表者の尋問を通じて各世帯の構成員各自の個別事情が明らかにされる必要があると考えられる（それらの方法によることなく一審原告ら各自の個別事情が十分に明ら

かとなることは一般論としては考え難く、損害が立証されない限りはその請求が認められることはない)。

他方、一審原告ら全員の尋問あるいは全世帯の代表者の尋問が実施されず、本件訴訟において一審原告らがその立証方針とするよう一審原告ら全員の被害を「代表」する一審原告らに限って本人尋問が実施され、そのような立証をもって一審原告ら全員の慰謝料の認定がなされたとした場合、本人尋問の対象となる一部の一審原告らが一審原告ら全員の被害を真に「代表」しているのかは、裁判所において適正な判断がなされるために極めて重要な問題であるといえる。そして、一審原告らによる本人尋問の対象者の選定においては、一般的に被害の甚大性をより強く示し得る者が対象とされることとなるという構造上の問題があることから、仮に「代表」のみに絞って本人尋問を実施するのであれば、一審被告の選定による本人尋問も実施されて初めて一審原告らの被害実態を適切に把握することができ、損害認定としての適正が確保される。

また、別の観点からみると、一審原告らは本件訴訟において「代表」立証によって一審原告ら全員の損害を立証するとしているところ、そのような「代表」が一審原告らに共通する被害の実態を正しく反映するものであるか否かは、一審被告側の防御においても極めて重要であって、その点を考慮すれば、一審被告側が申請した一審原告本人尋問についてはいずれも採用されるべきである。

(2) 加えて、一審被告が本人尋問を申請した一審原告について、これらが採用されないとすれば、民事訴訟法248条に基づく損害認定はその前提を欠くこととなる。

すなわち、原審は、「故郷喪失慰謝料」に対する賠償を一部認めており、その損害額については民事訴訟法248条に基づいて認定したものと考えられる。ここで、民事訴訟法248条は、損害額の認定について、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、

相当な損害額を認定できるとして、裁判所に損害額の認定についての裁量を認めているが、完全な自由裁量までが認められているわけではなく、訴訟の双方当事者に十分な立証をさせた上で、その結果に基づいて、認定する必要がある。例えば、原告側が申請した証拠のみを採用して、被告側が申請した証拠は全て採用せずに、原告側の証拠のみに基づいて「相当な損害額」の認定を行うようなことは、民事訴訟法248条の趣旨から許されないものと考えられる。

本件において、一審被告は「故郷喪失慰謝料」なる損害が生じたこと自体を争っているものであるが、仮にそのような損害が生じたとした場合、多くの一審原告のうち、一審被告が人証申請した一審原告については本人尋問をせずに、一審原告側が申請した一部の一審原告についてのみ本人尋問を行い、その結果のみに基づいて一審原告ら全員について「相当な損害額」を認定することは許されず、(本来であれば全ての一審原告について本人尋問を行うべきであるが、そうでないとしても)一審被告が申請した一審原告についても採用し十分な審理を経た上で損害額の認定がなされるべきである。

## 2 一審被告による一審原告ら本人尋問の申請について

(1) 一審被告としては、一審被告としての防御のために必要ではありますつも、控訴審における進行にも配慮の上、特に6名に絞って一審原告本人尋問の申請をしたものである。これら6名の一審原告らに対する本人尋問の実施を通じて、一審原告側が強調したいと考える一方の視点だけではなく、より広い観点から本件の実情を法廷で明らかにすることが、一審原告らに共通して生じた被害の実態を裁判所に正しく把握していただき、ひいては損害の適切な評価・算定を行っていただくために不可欠であると考える。本証拠申出の対象者6名についての本人尋問の必要性については、下記「第2」で具体的に示すとおりであり、これら6名の尋問を通じ、原審の審理においては必ずしも明らかとなっていない事実を明らかにする予定である。

また、「第2」で具体的に示すとおり、これら6名の尋問を通じて明らかにする予定の事情は、本件事故前後を通じての生活のありようの全体であり、また、損害の発生状況やその填補の実情、一審被告による賠償の実施により平穏な生活が回復されている実情等であって、これらはいずれも一審原告らが本件訴訟において請求する精神的損害の評価・算定にあたって斟酌される必要のある重要な事実というべきである。

(2) 他方、原審において実施された原告本人尋問の対象者には、その属性や本件事故前後の生活状況において偏りがあり、その結果は一審原告らを「代表」するものとはなり得ていないため、そのような観点からも、本証拠申出による本人尋問が採用されるべきである。

すなわち、例えば原審は、「故郷喪失慰謝料」に対する賠償を一部認めており、その損害額は民事訴訟法248条に基づいて認定されたものと考えられるが、「故郷喪失」によって生じる精神的苦痛は、本件事故前の居住地において暮らした期間、本件事故時の年齢等によって当然区々であるはずのところ、原審で尋問された原告本人の本件事故時の年齢は41歳(原告番号142-1)から75歳(原告番号161-1)に限られており、本件事故時の全原告の年齢が1歳(原告番号85-8)から90歳(原告番号131-3)にわたる中で(なお、本件事故時出生していなかった一審原告(原告番号143-3・179-5・179-6)も存在する。)、尋問対象者の選定には偏りがある。そこで、特に原告番号121-3及び同123-3については、本件事故時の年齢が若かった一審原告らの実情を明らかにするために、尋問の必要性が高いといえる。

また、例えば原審は、避難生活に関する慰謝料に対する賠償を一部認めており、その損害額は民事訴訟法248条に基づいて認定したものと考えられるが、一審原告らの中には、住居確保費用の賠償によって、山木屋地区以外の住居を早期に取得したり、複数の住宅を取得したりしている者も散見される。そして、このような者の避

難生活の終了時期をどのように評価すべきか、避難生活に関する慰謝料をどのように認定するかは、山木屋地区のみに住居を維持して、帰還可能となった後、直ちに山木屋地区に帰還した者とは異なる部分があるものと考えられる。そこで、特に原告番号118-1、同125、同129-2、同169-1については、このような実情を明らかにするため、尋問の必要性が高い。

以上のように、本証拠申出が対象とする一審原告らについて本人尋問が実施されることは、本件における一審原告らの請求の当否の判断にあたって極めて重要である。しかるに、このような重要な人証が却下されるとすれば、一審被告側の防御の観点や裁判を受ける権利の保障（憲法32条）の趣旨からみて問題があるといわざるを得ない。

(3) なお、事実審の最終審である控訴審の段階において、必要な尋問が実施されなかったという場合には、審理不尽として結論に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反として上告受理申立理由となるとされている（最判平成20年11月7日・判例タイムズ1288号53頁）。

一審原告らからは、原審において一審原告本人尋問の申請がなされ、それがすべて採用されてきた経緯があり（ただし、未だすべての一審原告らの人証申請がなされているものではない。）、そのような中で、一審被告においては、一審被告としての防御のために必要ではありつつも、控訴審における進行にも配慮の上、本証拠申出の対象者を6名に限って申請したものであって、その全員が採用されるべきである。

### 3 「代表立証」に含まれる問題点と本証拠申出との関係

一審原告らの主張する「代表立証」は、一部の一審原告らに限って本人尋問を実施し、そのような立証をもって一審原告ら全員の慰謝料の認定を求めるというものであるが、このような考え方は、統計調査に

おける標本調査に類似している。すなわち、統計調査には、対象となる集団（母集団）全てを調査対象とする「全数調査」と、そのような手間や費用等を省くために一部の対象だけを選んで調べる「標本調査」があるが、一審原告らの主張する「代表立証」は、このような標本調査の考え方と概ね同一の目的と手法によるものと考えられる。

ここで、標本調査において標本の選定方法には、「有意抽出法」と「無作為抽出法」があり、「有意抽出法」は代表的又は典型的と考えられる調査対象を抽出する方法であり、「無作為抽出法」は標本を無作為に抽出する方法である。そして、「有意抽出法」には、調査の企画者の主観的判断が影響し、集団全体を代表する標本を選ぶことが極めて困難であり、また選ばれた標本が母集団のどのような部分を代表しているのか、統計的に評価できないという問題があるとされている。そこで、現在、我が国で行われている標本調査は、多くが「無作為抽出法」によっている。

これに対して、原審で行われた「代表立証」は、そもそも一審原告らが、一審原告らに有利な者も不利な者も含めて代表的又は典型的と考えられる調査対象を抽出したとは考えがたく、むしろ一審原告らの主張に適合する自らに有利な調査対象を抽出した可能性が高く、「有意抽出法」と考えても標本抽出上問題があり、統計調査という観点からすれば、極めて不適切な調査方法であり、調査結果が母集団を正確に反映しているとは到底いえない、ということになる。

さはさりながら、既に原審において、「無作為抽出法」によらない尋問が行われた中で、控訴審において「無作為抽出法」によって尋問対象者を選定するのは現実的でも実効的でもなく、別 の方法で標本誤差を是正する必要がある。

この点、遡って考えれば、当事者対立構造を採用する訴訟においては、通常の統計調査と異なり、全ての標本誤差を是正する必要まではなく、一方当事者に有利な形での標本誤差のみを是正し、それ以外の標本誤差については捨象することも許されるものと考えられる。そのように考えれば、当事者がそれぞれ同数の自らに有利な調査対象を抽

出することにすれば、訴訟の場面では、偏った視点からの「有意抽出法」を採用することも許容されると考える余地がある。

そして、本件においては、一審被告が同数の調査対象を抽出したわけではない以上、十分なものとはいえないが、標本誤差の是正という観点からも、最低限、本証拠申出の対象者については、その全員を採用することが必要不可欠である。逆に言えば、仮に、本証拠申出の対象者の本人尋問を採用しなかった場合、一審原告らという母集団の中から、一審原告らが本件訴訟に勝訴するために選定した者のみの尋問を行い、その結果をもって、母集団である一審原告ら全体を正確に反映するものと認めるという、統計調査の観点からは到底認められず、経験則上も極めて不合理な立証方法を認める結果となる。

#### 4 小括

以上により、一審被告側が求める本証拠申出についてはいずれも採用されるべきである。

### 第2 本人尋問の必要性を基礎付ける具体的な事情

以下においては、本証拠申出が対象とする一審原告6名各自に関し、本人尋問の必要性を基礎付ける具体的な事情を述べる。

#### 1 原告番号118-1に対する本人尋問の必要性

原告番号118-1は、原審において、本人尋問の対象とされていない。原告番号118-1は、本件事故後、川俣町の仮設住宅で平成23年6月から約6年間にわたり生活した後に、平成29年5月頃に山木屋の自宅に帰還したと主張する（一審原告ら原審準備書面（498）5頁、7頁及び8頁・甲C118第1号証4頁、6頁及び7頁）。

他方、原告番号118-1に対しては、訴訟外において、同人が本件事故時点で所有していた山木屋の自宅の宅地建物に係る財物賠償

のほかに、住居確保費用の賠償がなされているところ、山木屋の自宅ではない場所に複数箇所の土地・建物が取得されていることが窺われ、それらの不動産の取得の必要性や利用実態はなんら明らかにされていない。

また、原告番号118-1は、平成22年度の農業に係る所得金額が約42万円の赤字であったことが伺われる一方で、営業損害に対する賠償を受領するなどしており、農業の営業の実態が必ずしも明らかとなっていない。

そのため、控訴審において、原告番号118-1を取調べ、本件事故後に複数箇所の土地・建物を取得するに至った経緯、取得後の用途、本世帯の各一審原告らの居住実態や生活状況・農業の営業実態等を尋問することによって、本世帯の一審原告らが平穏な生活を回復しており既払金を超えてさらに賠償されるべき損害がないことを明らかにする必要がある。

## 2 原告番号121-3に対する本人尋問の必要性

原告番号121-3は、原審において、本人尋問の対象とされていない。原告番号121-3は、本件事故当時19歳であり、大学進学に伴い福島県を離れることを予定していたとされているところ（一審原告ら原審準備書面（344）4頁、一審原告ら121-1原審尋問調書33頁）、平成23年4月、大学受験の準備のために京都府宇治市のアパートに移動し、平成23年9月頃には東京の大学に進学して東京での生活を開始したこと、その後結婚したこと等が窺われる。

そのような中でも原告番号121-3に対しては、精神的損害として850万円を賠償済みであるほか家賃等の賠償も実施済みであ

るが、もともと進学のため福島県の実家を離れる予定があったとすれば、予定通りになされることとなった実家以外の場所での生活は本件事故によって余儀なくされた避難生活とは評価されない。

しかるに、原告番号121-3の本件事故前からの進学等の予定やこれに伴う転居予定、本件事故後の生活状況等については訴訟上十分に明らかとなっていないことから、原告番号121-3の本人尋問を通じてこれらの事実を明らかにする必要がある。

### 3 原告番号123-3に対する本人尋問の必要性

原告番号123-3は、原審において、本人尋問の対象とされていない。原告番号123-3は、本件事故当時18歳であり、同人は本件事故前から埼玉県の専門学校に進学予定であり、これに伴って埼玉県さいたま市のアパートを借りて生活する予定であったとされているところ（甲C123第1号証2頁及び3頁）、本件事故後はこれらの予定に沿って埼玉県さいたま市で生活していることが窺われる。

そのような中でも原告番号123-3に対しては、精神的損害として890万円を賠償済みであるほか家賃等の賠償も実施済みであるが、専門学校への進学予定やこれに伴う転居予定によっては、平成23年4月以降の埼玉県における生活は本件事故によって余儀なくされた避難生活とは評価されない。

しかるに、原告番号123-3の本件事故前からの専門学校への進学予定やこれに伴う転居予定、本件事故後の生活状況等については訴訟上十分に明らかとなっていないことから、原告番号123-3の本人尋問を通じてこれらの事実を明らかにする必要がある。

#### 4 原告番号 1 2 5 に対する本人尋問の必要性

原告番号 1 2 5 は、原審において、本人尋問の対象とされていない。

原告番号 1 2 5 は、本件事故当時 6 3 歳で単身居住しており、本件事故後も職を失うことなく生活していたものであるが、本件事故とは何ら関係のない雪下ろし中の事故を契機として、原告番号 1 2 5 の子どもたちから近くで住んでほしいとの要請を受け、子どもたちからの要請に対して任意の判断に基づき応じる形で、一審被告による住居確保費用約 7 3 1 0 万円を原資として福島県伊達郡桑折町大字谷地に 2 世帯住宅を新築し、長男家族との同居を開始したとされている（一審原告ら原審準備書面（4 9 6）6 頁、甲 C 1 2 5 第 1 号証 7 頁、乙 C 1 2 5 第 2 号証、乙 C 1 2 5 第 3 号証）。すなわち、原告番号 1 2 5 は本件事故前の生活との比較において、2 世帯住宅における長男家族との同居を通じてより充実した生活を送っていることが窺われるが、具体的な生活状況等については訴訟上十分に明らかとなっていない。

そのため、控訴審において、原告番号 1 2 5 を取調べ、本件事故後の生活状況、上記 2 世帯住宅を取得するに至った経緯、上記 2 世帯住宅における生活状況等を尋問することによって、世帯番号 1 2 5 の世帯の一審原告らが平穏な生活を回復している実態等を明らかにする必要がある。

#### 5 原告番号 1 2 9 - 2 に対する本人尋問の必要性

原告番号 1 2 9 - 2 は、原審において、本人尋問の対象とされていない。一審原告らは、原告番号 1 2 9 - 1、1 2 9 - 2 及び 1 2 9 - 3 の 3 名が山木屋の自宅に帰還したと主張する（甲 C 1 2 9 第 1 号証 2 頁乃至 3 頁）。

他方、原告番号129-2に対しては、訴訟外において、同人が本件事故時点で所有していた山木屋の自宅の宅地建物に係る財物賠償のほかに、住居確保費用の賠償がなされているところ、直接請求手続における申告によると、山木屋の自宅ではない場所に複数箇所の土地・建物が取得されていることが窺われ、それらの不動産の取得の必要性や利用実態はなんら明らかにされていない。

また、原告番号129-2は、平成22年分所得税青色申告決算書（農業所得用）によると、平成22年度の農業に係る所得金額が約45万円の赤字であったことが伺われる一方で、営業損害に対する賠償を受領するなどしており、農業の営業の実態が必ずしも明らかとなっていない。

そのため、控訴審において、原告番号129-2を取調べ、本件事故後に複数箇所の土地・建物を取得するに至った経緯、取得後の使途、本世帯の各一審原告らの居住実態や生活状況・農業の営業実態等を尋問することによって、本世帯の一審原告らが平穏な生活を回復しており既払金を超えてさらに賠償されるべき損害がないことを明らかにする必要がある。

## 6 原告番号169-1に対する本人尋問の必要性

原告番号169-1に対しては、訴訟外において、宅地・建物等不動産に対する賠償のほかに住居確保費用の賠償がなされているところ、直接請求手続における申告によると、福島市内ほか複数箇所の土地・建物が取得されていることが窺われ、それらの利用実態等が明らかではない。

そのため、控訴審において、本世帯の代表者である原告番号169-1を取調べ、本件事故後に複数箇所の土地・建物を取得するに至

った経緯、取得後の使途、本世帯の各一審原告らの居住実態や生活状況等を尋問することによって、本世帯の一審原告らが平穏な生活を回復しており既払金を超えてさらに賠償されるべき損害がないことを明らかにする必要がある。

以上